

第25号議案

中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月26日提出

中間市長 松下 俊男

中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年中間市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中間市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

改正後							改正前						
別表(第2条関係) 退職報償金支給額表							別表(第2条関係) 退職報償金支給額表 (単位：千円)						
階級	勤務年数						階級	勤務年数					
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上		5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満			10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	団長	189	294	409	544	729	929
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	副団長	179	279	379	484	659	859
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	分団長	169	268	363	463	609	799
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	副分団長	164	253	338	428	574	759
部長及び班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	部長及び班長	154	233	308	388	514	684
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	団員	144	214	284	359	469	639